

総会で提起された提言を、今後の活動に活かすことを確認



鳩山政権を實現したが、廃棄物行政をめぐる状況は好転していない。労組として廃棄物行政に

提言していきたい。小泉会長は今総会で勇退すること、退職者会運動に尽力いただいたことを感謝申し上げる。」と挨拶しました。

上部団体と各単会の来賓は、

自治退都本部、都庁退連合、福祉、建設、労働、都市整備環境、中央市場から7名参加、代表して自治退都本部浅沼会長、都庁退連合花輪会長から挨拶をいただきました。

浅沼会長から「自民党政権の復帰を許さず、自治退22万の力を結集し、高齢者の代弁者としてがんばりたい」、花輪会長から「清掃労組の産別組織選挙は日本の労働運動を変

える力になる。是非頑張ってもらいたい。高齢者を取巻く環境は厳しい。小泉元首相が壊した社会保障を取り戻すことが必要。清掃退職者会に期待している。」と、エールが送られました。

続いて議事に移り、庄司事務局長が昨年4月の第2回定期総会以降1年間の経過を報告、主な経過は本紙でこれまで報告してきたとおりです。

総会議案は4本。



活動方針案を渡辺副会長、会計予算案は戸枝会計、規約改正案と新設する弔慰規則を庄司事務局長が提案しました。

議案に関わり、北条さんと堀田さんから、次の提言が示されました。

● 会員拡大の取組み

組織拡大運動の効果と成果を考えることが必要。機関紙をもっと活用すべき。会員は出身支部の会員拡大の取組みを進めることが必要。職場で行われる退職者の行事には集まるが、会員拡大につながっていない。集まる場所の確保と、若い層とのパ

イプをどうするかが問われる。

● 区職との関係強化

区移管に関わる理解の整理が必要。都庁退に加入しているが、区職との関係強化を考える必要がある。

● 本部交付金のあり方

これまで本部は、退職者が東京清掃に多大な貢献をしてきたことを踏まえ対応してきた。本部交付金のあり方など、現役世代に理解してもらう取組みを行うことが必要。

● 弔慰制度新設と会費の関係

弔慰金の新設は結構だが、財政的に運営可能か。別途の資金徴収が必要ではないか。

各提案者から、お二方の提言を積極的に受け止め、活動に活かしていくという趣旨の回答がありました。

小泉京一会長が勇退 新会長に渡辺昭之さん

今年、役員改選期です。再建以来、会の運動の先頭に立ってきた小泉会長が勇退しました。本当にご苦勞様でした。新体制は、渡辺新会長のもと11名の幹事により構成します。

また、総会で新設した顧問に、西川本部長と小泉前会長が就任しました。

会員のみなさんの声を踏まえ、会員拡大をはじめとする活動の強化へ向け、邁進していきたいと思えます。



当面の行事予定

- 5月24日(月) 午前11時 第2回幹事会
- 6月25日(金) 午後1時30分 SKホール 清掃退職者会学習会



在職老齢年金 支給停止基準改定 最大で6万円の年金減額に

厚生労働省は政令を改正し、務めながら年金を受給している人の在職老齢年金の支給停止基準額を、4月以降、現行の48万円から1万円減額し47万円に改定することを公表しました。

支給停止基準額は、賃金の変動等（物価変動率×実質賃金変動率）により自動的に改定される仕組みとなっており、これらの下落により基準額が下がったものです。

年金受給者（共済年金を含む）が働いて厚生年金の被保険者になっている人の年金は、これまで別記のルールにより一部カットされてきました。

今回の支給停止基準額改定により、別記「在職老齢年金」の算式中、28万円は

変更なし、48万円は平成21年の名目賃金が2.4%と大きく下落したため47万円に下がることになりました。

在職老齢年金（在老・高在老）

受給者に給与収入がある場合の年金額を一部カットする仕組み

●用語の説明

- * 「総報酬月額相当額」＝その月の標準報酬月額＋直近1年間の賞与額の合計を12で割った額（共済では「基準給与月額相当額」にあたる）
- * 「基本月額」＝加給年金や経過的加算を除いた年金額を12で割った額（共済では「在職中支給基本額」に当たる）

■60～64歳（在老の仕組み）

基本月額＋総報酬月額相当額が28万円を超える場合の年金支給額（1ヶ月）（以下の算式で数字がマイナスの場合は0円）

- ①基本月額28万円以下・総報酬月額相当額48万円以下：基本月額－（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円）×2分の1
- ②28万円以下・48万円超：基本月額－{（48万円＋基本月額－28万円）×2分の1－（総報酬月額相当額－48万円）}
- ③28万円超・48万円以下：基本月額－総報酬月額相当額×2分の1
- ④28万円超・48万円超：基本月額－{（48万円×2分の1）＋総報酬月額相当額－48万円}

※再任用などで共済の組合員であり続けている共済年金受給者に対する一部支給は上記の厚生年金の算式にほぼ重なるが、④については「在職中支給基本額－（基準給与月額相当額－48万円×2分の1）」となり独自性がある。

■65～70歳（高在老の仕組み）

基本月額＋総報酬月額相当額が48万円超の場合

1ヶ月の年金支給額は老齢厚生年金月額－（総報酬月額相当額＋老齢厚生年金月額－48万円）×2分の1

※共済年金の年金受給者が厚生年金など他の年金制度に加入した場合、65歳未満を含めて上記の高在老並みの支給制限となっている。

「支給停止額＝基準収入月額相当額（厚生年金の総報酬月額相当額）＋基本月額（退職共済年金額から職域相当・加給年金・経過的加算を除いた額）－48万円×2分の1」

※公務員歴による退職共済年金と民間歴による老齢厚生年金の2つを受給している場合は、前記算式でそれぞれに支給制限額を計算することになる。

これにより、例えば共済年金受給者で年金と給料（賞与の月割額含む）の合算額が47万円を超える人は、47万円を超えた分の半分が支給停止になりますので、年金額は最大で月5千円（年6万円）減ることがあります。実際の影響は6月支給分からです。

在職老齢年金の仕組みそのものは変わっていませんから、賃金・物価の動向によっては

次年度再び変わることもあり得ます。

年金は貯蓄ではなく助け合いによる生活保障ですから、収入に応じて年金額が調整される仕組み自体はやむを得ないところですが、年金制度の安定、年金額の維持・増額は、現役世代の雇用安定と労働条件がきちんとした社会にする必要があることを改めて感じさせるものです。

日比谷 メーデー

連合の中央メーデーは4月29日、全労協等の日比谷メーデーは5月1日に開催され、東京清掃は、例年同様日比谷メーデー中心に取組みました。

4月29日の中央メーデーは快晴。退職者会から4名参加し、東京地公労の事前集会和デモ、式典に参加しました。

5月1日の日比谷メーデーも晴天に恵まれ、暑いくらい。退職者会は昨年より多い18名参加。女性部と青年部の間に独自の隊列を組み、現役の仲間とともに元気に鍛冶橋まで行進しました。

